

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業
落札者決定基準

令和 6 年 7 月 31 日

姫路市上下水道局

— 目 次 —

第 1	落札者決定基準の位置づけ.....	1
第 2	落札者の決定方法.....	2
第 3	審査の内容	4
1	資格審査.....	4
2	基礎審査.....	4
3	技術審査.....	4
4	価格審査.....	14
5	総合評価.....	14
第 4	落札者の決定.....	15
1	落札候補者.....	15
2	落札等審査.....	15
3	落札者の決定.....	15
4	結果及び評価の公表.....	16
5	落札候補者を決定しない場合の措置.....	16

第 1 落札者決定基準の位置づけ

本事業は、調査、設計、建設及び設計・建設に関連する業務を一括して実施することを求めるものであり、事業期間が長期間にわたることから、事業者には本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。そのため、落札者の決定は、透明性・公平性及び競争性を確保した上で、本事業に係る価格及び提案内容等を総合的に評価する総合評価落札方式（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）による一般競争入札により行うものとする。

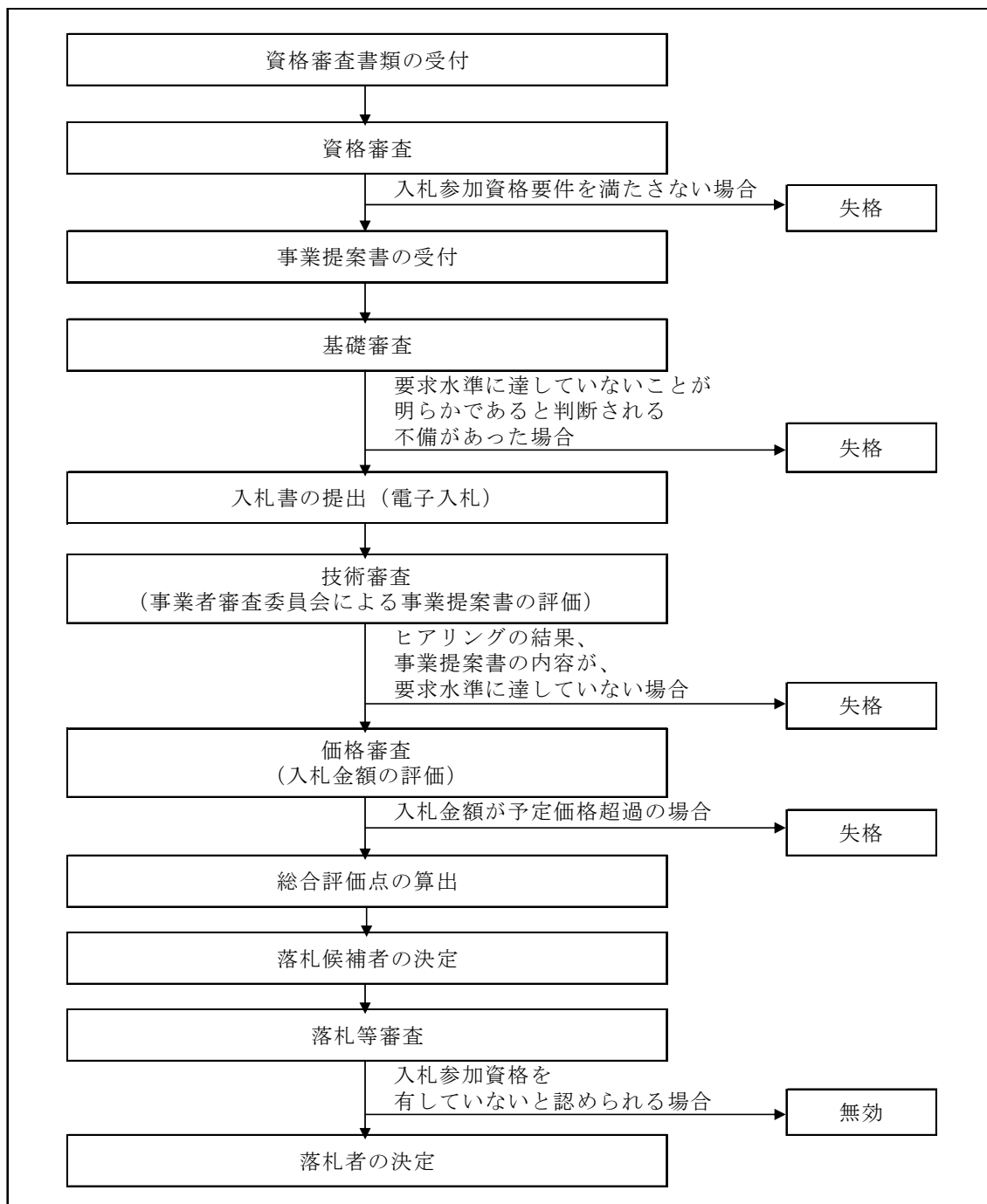
本落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、本事業の落札者の決定方法及び審査における評価基準等を示すもので、本事業を実施するに当たり公表するものである。

また、本書において使用する用語は、用語集の定義に従うものとする。

第2 落札者の決定方法

落札者は図表 2-1 に示す審査を経て、市が決定する。

図表 2-1 落札者決定までの審査の流れ



図表 2-1 の落札者の決定に必要な提出書類について、各提出書類に求める内容と各審査の関係を図表 2-2 に示す。

図表 2-2 提出書類と各審査の関係

提出書類	求める内容	資格審査	基礎審査	技術審査	価格審査
資格審査書類	入札参加資格要件の適合	○			
事業提案書	要求水準書を満足する提案 評価項目に沿った要求水準以上の提案		○	○	
入札書 (入札金額内訳書含む)	予定価格以下の入札金額				○

凡例) ○：審査対象となる書類

第3 審査の内容

審査の内容を以下に示す。

1 資格審査

市は、資格審査書類に対して、参加申込者が備えるべき入札参加資格要件（入札説明書に規定されている要件）を満たしているかどうか審査を行う。

なお、入札参加資格要件を満たしていないと判断される参加申込者は失格とする。

2 基礎審査

市は、提出された事業提案書の内容について、入札説明書等に記載された要件を満たしていること、要求水準書に定める性能や仕様等の水準を満たしていることを確認する。事業提案書の内容が要求水準書に定める性能や仕様等の水準に達していないことが明らかであると判断される不備があった場合は、失格とする。

3 技術審査

市は、提出された事業提案書の内容について、以下に掲げる各号の規定に従い技術審査を実施する。

なお、ヒアリングの結果、事業提案書の内容が要求水準書に定める性能や仕様等の水準に達していないと判断される場合は、失格とする。

(1) 技術審査の実施体制

技術審査は、事業者審査委員会において実施する。事業者審査委員会の委員は、図表 3-1 に示すとおりである。

なお、事業者審査委員会における審査は非公開とする。

図表 3-1 事業者審査委員会の委員、所属等

委員名		所属・役職等
委員長	柳川 隆	摂南大学経済学部 教授
副委員長	鋤田 泰子	神戸大学大学院工学研究科 教授
委員	土井 博文	兵庫県企業庁利水事務所 副所長
委員	竹田 元秀	姫路市上下水道局 水道技術管理者

入札参加者から提出された事業提案書に対し、事業者審査委員会において技術審査を行い、入札参加者ごとに技術点を付与する。技術点は評価項目ごとに委員の合議により評価する。

(2) 評価項目及び配点

技術審査の対象となる評価項目及びその配点を図表 3-2 に示す。

図表 3-2 評価項目及び配点

No	評価項目	配点
■設計・建設に関する項目		計 95 点
1. 水処理機能に関する事項		計 20 点
1-1	浄水水質、浄水量確保のための処理フロー及び水質管理方法に関する提案	10 点
1-2	濁度変動への対応に関する提案	5 点
1-3	臭気物質、pH の原水水質の変動や油の流入への対応に関する提案	5 点
2. 平常時及び非常時※1 の施設の安定性に関する事項		計 12 点
2-1	平常時に安定供給するための施設等に関する提案	6 点
2-2	非常時の耐性（危機耐性を含む）、非常時からの早期復旧に関する提案	6 点
3. 設計・建設の詳細に関する事項		計 14 点
3-1	本施設の土木構造物の設計・建設に対する提案	3 点
3-2	本施設の建築構造物の設計・建設に対する提案	3 点
3-3	本施設の機械設備の設計・建設に対する提案	3 点
3-4	本施設の電気計装設備の設計・建設に対する提案	3 点
3-5	調査業務や本施設の設計全般に対する提案	2 点
4. 水処理の安定性確保を考慮した施工管理に関する事項		計 14 点
4-1	品質管理に関する提案	4 点
4-2	工程管理に関する提案	4 点
4-3	総合試運転に関する提案	6 点
5. 維持管理性に関する事項		計 10 点
5-1	ライフサイクルコストの低減に資する提案	5 点
5-2	維持管理、将来の更新に関する提案	5 点
6. 保全管理計画、マニュアル等作成業務に関する事項		計 10 点
6-1	定期点検マニュアル、日常点検マニュアルの内容に関する提案	5 点
6-2	運転管理マニュアル、非常時対応マニュアルの内容に関する提案	5 点
7. 基幹浄水場として求める付加機能に関する事項		計 15 点
7-1	災害対応拠点※2 としての提案	5 点
7-2	見学者対応施設としての提案	5 点
7-3	環境負荷の低減に資する提案	3 点
7-4	新技術※3 の導入に関する提案	2 点
■その他の項目		計 5 点
8. 同種工事の施工実績に関する事項		計 0.5 点
8-1	同種工事の施工実績に関する入札参加者の代表企業の状況 公共機関等（一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約（令和5年8月21日施行）第3条第10号に掲げる機関をいう。）が発注した平成15年度（2003年度）以降に完了した実績で、公称能力10,000 m³/日以上の水浄能力を有する浄水場において、「凝集沈澱池」及び「急速ろ過池」を一体とする建設実績（「水道施設工事」、「土木一式工事」又は「機械器具設置工事」のいずれかの業種での新築又は改築に限る）を有すること※4	0.5 点

No	評価項目	配点
9. 地域貢献に関する事項		計 2.5 点
9-1	市内業者の活用状況 2.5 点 × (当該入札参加者の提示する地元比率 ÷ 5 - 地元比率の最低基準(10%)) ÷ (最も高く提示した地元比率 - 地元比率の最低基準(10%))	2.5 点
10. 社会貢献等に関する事項		計 2.0 点
10-1	品質管理、環境負荷削減活動に関する入札参加者の代表企業の状況 ① 下記の A 及び B をいずれも満たしている ② 下記の A 又は B のうち、A を満たしている ③ 下記の A 又は B のうち、B を満たしている ④ 下記の A 及び B のうち、1 つも満たしていない A 公告日の前日以前に ISO9001 の認証を取得しており、事業提案書の提出期限において現に有効である B 公告日の前日以前に ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を取得しており、事業提案書の提出期限において現に有効である	① 0.5 点 ② 0.35 点 ③ 0.15 点 ④ 0 点
10-2	障害者雇用に関する入札参加者の代表企業の状況 ① 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）において、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用人員を超えて障害者を雇用している場合又は当該雇用義務はないが公告日において引き続き 3 箇月以上障害者を常用雇用している場合 ② 障害者雇用について①に該当しない	① 0.25 点 ② 0 点
10-3	若手技術者育成の取組に関する入札参加者の代表企業の状況※6 下記の順位でいずれかの評価とする。 ① 下記の A 及び B をいずれも満たしている ② 下記の A 及び B のうち、1 つを満たしている ③ 下記の A 及び B のうち、1 つも満たしていない A 技術職員名簿に記載された満 35 歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の 15% 以上である B 新たに技術職員名簿に記載された満 35 歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の 1 % 以上である	① 0.5 点 ② 0.25 点 ③ 0 点
10-4	健康経営優良法人に関する入札参加者の代表企業の状況 ① 経済産業省が行う健康経営優良法人認定制度による健康経営優良法人 2024 の認定を取得している ② 認定を取得していない	① 0.25 点 ② 0 点
10-5	週休 2 日制の導入 ① 4 週 8 休の現場閉所を行う ② 4 週 8 休の現場閉所を行わない	① 0.5 点 ② 0 点
		合計 100 点

※1 「平常時」とは、安定的に計画浄水量 60,000m³/日が確保できる状況、「非常時」とは、地震などの災害等により施設に異常が発生し計画浄水量 60,000m³/日が確保で

きない状況のことをいう。

- ※2 「災害対応拠点」とは、震災等により市域に断水が発生した場合、以下に示す応急給水施設としての機能を確保することを想定している。
 - ・広範な地域の避難所、医療機関等に運搬給水を行う給水車両基地
 - ・近隣の住民に応急給水を行う拠点給水施設
- ※3 「新技術」とは、民間事業者等により開発された有用な技術であり、知見や実績に基づき立証されているもの（事業提案書提出締切日時点において、NETIS（新技術情報提供システム）、Aqua-LIST（水道における新技術事例集）に掲載されているもの）をいう。
- ※4 共同企業体等の構成員として施工した場合においては、契約当初において出資の割合または分担工事額の割合が施工全体の20%以上であること。
- ※5 「地元比率」とは、市内業者が実施する分担工事額の合計が、建設対価に対して占める比率（%）のことをいう。
- ※6 事業提案書提出時に提出する最新の経営事項審査結果通知書（事業提案書提出締切日時点において有効なものに限る。）におけるその他の審査項目（社会性等）欄のうち若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の項目について、「若年技術職員の継続的な育成及び確保」及び「新規若年技術職員の育成及び確保」の記載内容に基づき加点する。

技術審査の技術点は、評価項目ごとの点数の合計点とする。技術点の上限は100点とする。

技術点	=	評価項目ごとの点数の合計点
-----	---	---------------

(3) 技術審査の点数化の方法

技術審査における評価項目のうち、図表 3-2 の設計・建設に関する項目ごとに期待できる事業効果を総合的に審査し、図表 3-3 に示す評価内容及び点数化の方法をもって、A～D の 4 段階評価により採点する。

図表 3-3 評価内容及び点数化の方法

評価	評価内容	点数化の方法
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.7
C	やや優れている	配点×0.3
D	要求水準を満たす程度	配点×0

(4) 各評価項目における評価の視点

各評価項目における評価の視点は、図表 3-4 に示すとおりである。

なお、評価の視点に示す内容については、提案に係る効果を明確にするとともに、その根拠を示すこと。

図表 3-4 評価項目と評価の視点

No	評価項目	評価の視点	事業提案書 様式
■設計・建設に関する項目			
1. 水処理機能に関する事項			
1-1	浄水水質・浄水量確保のための処理フロー及び水質管理方法に関する提案	・浄水処理及び排水処理フロー全体に関して、統一的なコンセプトに基づいた具体的な提案があるか ・要求水準書別紙 1 に示す原水水質（1-2, 1-3 以外の水質項目）が悪化した場合を想定した処理フローの提案があるか ・水質管理方法が適切に示されているか ・浄水処理機能の停止を回避するための提案があるか ・安定的な水処理を確保できる具体的な提案があるか ・上記に関して、知見・実績などにより根拠が示され、確実な効果が期待できるか ・その他、以下に掲げる根拠が明確となっているか - ア 処理方式、処理フローの選定基準 - イ 薬品・ろ材等の選定基準 - ウ 浄水処理機能停止に繋がる致命的な事象の回避策	様式 6-1 (11 ページ以内)
1-2	濁度変動への対応に関する提案	・濁度変動への対応に関して、機器や薬品の選定方法が具体的に示されているか ・濁度変動に対応した円滑な運転管理を行うことができるか ・上記に関して、知見・実績などにより根拠が示され、確実な効果が期待できるか	
1-3	臭気物質、pH の原水水質の変動や油の流入への対応に関する提案	・想定を超える異常な原水水質に対する適応範囲や対応策の提案があるか ・気象や外的条件の変化に対して、有効な対応策の提案があるか ・上記に関して、知見・実績などにより根拠が示され、確実な効果が期待できるか ・その他、以下に掲げる根拠が明確となっているか - ア 臭気物質に対応するための粉末活性炭注入設備の設計指標、仕様等及び臭気物質の監視・管理の方法 - イ pH 変動に対応するための薬品注入設備（pH 調整剤）の設計指標、仕様等及び pH の監視・管理の方法 - ウ 油の流入に対する対応策及び油の監視・管理の方法	

No	評価項目	評価の視点	事業提案書 様式
2. 平常時及び非常時の施設の安定性に関する事項			
2-1	平常時に安定供給するための施設等に関する提案	・施設配置、系列数、処理能力（予備能力含む）について、想定する日常的な水質変動やメンテナンスの内容が示されているとともに、さらなる安定的な水処理を保証する上乗せ提案となっているか ・実績や知見に基づき十分な余裕が確保できていることが示されているか ・その他、以下に掲げる根拠が明確となっているか - ア 安定的な水質や水量の確保 - イ 施設配置や系列数 - ウ 予備能力 - エ メンテナンスのための系列停止時等、様々な状況に対する対応策	様式6-2 （6ページ 以内）
2-2	非常時の耐性（危機耐性を含む）、非常時からの早期復旧に関する提案	・災害・事故等の具体的な想定を行った上で、非常時の耐性、被害状況の早期把握、迅速な復旧への対応方法等について提案があるか ・被災時における物品、薬品等の確保について提案があるか ・上記に関して、知見・実績などにより根拠が示され、確実な効果が期待できるか	
3. 設計・建設の詳細に関する事項			
3-1	本施設の土木構造物の設計・建設に対する提案	・水密性を確保するため、クラックのない緻密なコンクリートを打設する工夫など、土木構造物の設計や施工に関する工夫があるか ・機器の技術革新に追随できる土木構造物としての拡張性を考慮した提案があるか ・施設の長寿命化対策の提案があるか ・上記に関して、知見・実績などにより根拠が示されているか	様式6-3 （9ページ 以内）
3-2	本施設の建築構造物の設計・建設に対する提案	・建築構造物の設計・施工において、長期間の使用を想定した設計や施工に関する工夫があるか ・施設の長寿命化対策の提案があるか ・上記に関して、知見・実績などにより根拠が示されているか	
3-3	本施設の機械設備の設計・建設に対する提案	・安定した浄水処理のための機械設備構成、機器仕様の提案があるか ・故障時対応や早期復旧を踏まえた設備の構成の提案があるか ・上記に関して、知見・実績などにより根拠が示されているか	

No	評価項目	評価の視点	事業提案書 様式
3－4	本施設の電気計装設備の設計・建設に対する提案	・安定した浄水処理のための電気計装設備構成、機器仕様の提案があるか ・故障時対応や早期復旧を踏まえた設備の構成の提案があるか ・上記に関して、知見・実績などにより根拠が示されているか	
3－5	調査業務や本施設の設計全般に対する提案	・要求水準書に記載の井戸調査、家屋の事前及び事後調査等の調査業務について上乘せ提案があるか ・景観、周辺環境との調和を考慮した設計に関する提案があるか	
4. 水処理の安定性確保を考慮した施工管理に関する事項			
4－1	品質管理に関する提案	・デジタルトランスフォーメーション（DX）の活用等による質の高い品質管理を行うための提案があるか ・上記に関して、設計業務及び建設業務において、実績に基づく具体的な提案となっているか	様式6－4 （7ページ以内）
4－2	工程管理に関する提案	・本事業と関連事業や甲山幹線更新事業との連携、また、その切替等の輻輳する制約条件を考慮した施工計画等に、工程管理上の具体的、かつ有効な工夫があるか ・本事業の施工により、既設甲山浄水場の運転管理に影響を与えないための工程管理上の具体的、かつ有効な工夫があるか ・上記に関して根拠が示されているか	
4－3	総合試運転に関する提案	・既設甲山浄水場を安全かつ安定して運用しつつ、原水量の制限等を考慮した総合試運転の具体的な実施方法が示されているか ・上記に関して、知見・実績などにより根拠が示されているか	
5. 維持管理性に関する事項			
5－1	ライフサイクルコストの低減に資する提案	・本施設供用開始後の15年間に於いて、維持管理や運転管理及び減価償却を考慮したライフサイクルコストの低減に関する提案があるか ・上記に関して単価・数量等の根拠が示されているか	様式6－5 （6ページ以内）
5－2	維持管理、将来の更新に関する提案	・日常の維持管理業務を効率的に行うための提案があるか ・機器の修繕や更新を容易に実施するための提案があるか ・デジタルトランスフォーメーション（DX）の活用等による質の高い維持管理を行うための提案があるか ・上記に関して、知見・実績に基づく具体的な提案となっているか	
6. 保安全管理計画、マニュアル等作成業務に関する事項			
6－1	定期点検マニュアル、日常点検マニュアルの内容に関する提案	・定期点検マニュアルや日常点検マニュアルの策定方針が以下を考慮した提案になっているか ア 施設の特性を踏まえた留意点や具体的な対策 イ 市職員が効率的に点検を実施するための工夫 ウ 視覚的な分かりやすさ	様式6－6 （6ページ以内）

No	評価項目	評価の視点	事業提案書 様式
6-2	運転管理マニュアル、非常時対応マニュアルの内容に関する提案	・ 運転管理マニュアルや非常時対応マニュアルの策定方針が以下を考慮した提案になっているか ア 施設の特性を踏まえた安定した運転管理の要点 イ 水質変動時等における運転管理の判断基準 ウ 非常時の市職員の初動対応 エ 早期復旧のための手順 オ 視覚的な分かりやすさ	
7. 基幹浄水場として求める付加機能に関する事項			
7-1	災害対応拠点としての提案	・ 災害対応拠点として以下を考慮した提案になっているか ア 円滑な応急給水が可能な配置 イ 応急給水活動時の動線の確保	様式6-7 (8ページ 以内)
7-2	見学者対応施設としての提案	・ 見学者対応施設について見学用設備等の充実等の上乗せ提案があるか	
7-3	環境負荷の低減に資する提案	・ 環境負荷の低減に資する以下を考慮した提案になっているか ア 施工方法や使用する材料等における環境負荷の低減 イ 浄水・排水処理設備及び送水設備における環境負荷の低減	
7-4	新技術の導入に関する提案	・ 新技術の導入に関する提案があり、以下の効果が期待できるか（運用上、過度な負担を要さないものであること） ア 効率的で安全な施工 イ 効率的な維持管理	
No	評価項目		事業提案書 様式
■その他の項目			
8. 同種工事の施工実績に関する事項			
8-1	同種工事の施工実績に関する入札参加者の代表企業の状況		様式6-8 ※
9. 地域貢献に関する事項			
9-1	市内業者の活用状況		様式4-4
10. 社会貢献等に関する事項			
10-1	品質管理、環境負荷削減活動に関する入札参加者の代表企業の状況		様式6-9 ※
10-2	障害者雇用に関する入札参加者の代表企業の状況		
10-3	若手技術者育成の取組に関する入札参加者の代表企業の状況		
10-4	健康経営優良法人に関する入札参加者の代表企業の状況		

No	評価項目	評価の視点	事業提案書 様式
10－5	週休2日制の導入		

※各評価項目における必要な添付書類の詳細については、様式集を参照すること。

(5) 提案内容における留意事項

① 評価の視点について

本基準に示す評価の視点は、市が重要視している事項であり、その他の提案を制限するものではない。評価の視点に対応する提案だけでなく、各評価項目に対して有効な提案であると判断される場合は、評価の対象とする。

② 重複内容の提案について

同一の提案内容を複数の評価項目において記載する場合には、本事業への効果の違いを明確にするように留意すること。

③ 提案内容の位置づけ

技術審査においては、要求水準以上の具体的な提案がなされている内容について得点が付与される加点評価を行う。このため、入札参加者が提案した内容は、本事業の履行義務の対象となり、要求水準書の要件と同様、本事業の業務水準となることに留意すること。

4 価格審査

市は、入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）について価格審査を実施する。

なお、入札金額が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ）を超える場合は失格とする。

また、予定価格を超える入札を行った場合は、姫路市上下水道局指名停止等措置要綱（令和4年4月1日制定）に基づき、すべての構成員に対して指名停止措置を行う。

入札金額が予定価格以内の場合は、以下の式により算出して得られた値を価格点とする。価格点の上限は100点とする。

$\text{価格点} = \frac{17,984,217,750^{\ast 1}}{\text{当該入札参加者の入札金額}^{\ast 2}} \times 100 \text{ 点}$
--

※1 予定価格の75%

※2 予定価格の75%を下回った場合は予定価格の75%として算出する。

なお、その場合も契約金額は入札金額を基に決定する。

5 総合評価

市は、入札参加者ごとに、技術審査による技術点と価格審査による価格点の合計により、総合評価点を算出する。総合評価点の算出は、以下の計算式により行う。

$\begin{array}{l} \text{総合評価点} \\ \text{(満点 200 点)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{技術点} \\ \text{(満点 100 点)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{価格点} \\ \text{(満点 100 点)} \end{array}$
--

第4 落札者の決定

1 落札候補者

- (1) 入札金額が予定価格の制限の範囲内である入札者のうち、総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、落札の決定を保留して入札を終了する。
- (2) 落札の決定を保留したときは、入札参加者に対して、次に掲げる事項を通知するものとする。
 - ① 落札候補者の商号又は名称
 - ② 落札の決定を保留した旨
- (3) 前号の要件を満たす者が複数であり、その総合評価点が同値となる場合は、電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札候補者を決定する。電子くじによって落札候補者を決定する際に入力するくじ番号は、入札書において入札参加者が指定するものとする。この場合において、落札候補者となるべき同価格の入札をした者は、電子くじを辞退することはできない。
- (4) 落札候補者への連絡は、口頭、電話、FAX、電子メール等により通知するものとする。

2 落札等審査

- (1) 落札候補者は、制限付一般競争入札（落札候補者）審査申請書（様式9－1）及びその添付書類、関連企業申告書（落札等審査用）（様式9－2）（以下「落札等審査書類」という。）を令和7年4月1日の正午までに経営管理課へ提出し、入札参加資格に関する審査（以下「落札等審査」という。）を受けなければならない。
- (2) 落札候補者が、落札等審査書類を前号に掲げる日時までに提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、正当な理由なく落札者となることを辞退したとみなす。また、入札参加資格を有していないものとし、その者のした入札を無効とする。
- (3) 落札候補者が前号の規定に該当する場合は、すべての構成員に対し指名停止を行うことがある。
- (4) 落札候補者について、落札等審査の結果、入札参加資格を有していないと認められた場合、その者のした入札は無効とする。
- (5) 落札等審査の結果、入札参加資格を有していないと認められた者には、その結果に理由を付して通知をするものとする。当該通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。その場合には、令和7年4月3日の正午までに非落札に関する説明要求書（様式9－3）にその旨を記載し、経営管理課に提出すること。期日までに当該書面の提出があった場合は、市はこれに対し速やかに回答する。
- (6) 落札等審査の経過に対する問合せには、応じない。

3 落札者の決定

- (1) 落札候補者が第4の2項(2)又は第4の2項(4)に該当しない場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。ただし、その者により契約の内容に適合した履行がな

されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としなないことがある。

- (2) 落札等審査の結果、落札候補者を落札者としなかった場合は、入札執行者は、次順位者を落札候補者として落札等審査を行うものとする。次順位者となるべき者が複数ある場合は、第4の1項(3)の規定を準用し、電子くじにより落札候補者を決定する。

4 結果及び評価の公表

市は、事業者審査委員会における審査結果を取りまとめ、各入札参加者の評価及び落札候補者の決定等について、市のホームページ等で公表する。

なお、当該公表に当たっては、本基準に定める技術審査に係る各評価項目における各入札参加者の得点も公表する。

5 落札候補者を決定しない場合の措置

参加申込者の募集及び入札参加者の評価並びに落札候補者の決定において、最終的に参加申込者がいない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、落札候補者を決定せず、この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。